介護保険の調整交付金の配分方法の見直し

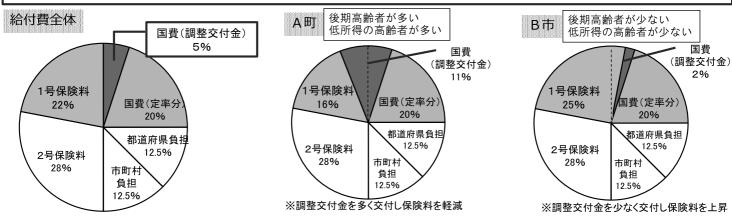
財政制度等審議会建議 (平成29年5月25日) 参考資料を一部加工

<平成29年4月20日 財政制度等審議会財政制度分科会 財務省資料(抜粋)>

〇 市町村(保険者)による介護費の適正化に向けたインセンティブを強化するため、具体的かつ客観的な成果指標(例:年齢調整後一人当たり介護費の水準や低下率等)に応じて、調整交付金(介護給付費の5%)の一部を傾斜配分する枠組を導入すべき。

現行制度の概要

国庫負担金25%のうち5%分を用いて、市町村間の「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と、「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」を財政調整している。これにより、市町村の責によらない、市町村間の財政力の差を解消。



39

「経済財政運営と改革の基本方針2017(抄)」(平成29年6月9日閣議決定)

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

- 3. 主要分野ごとの改革の取組
- (1)社会保障

② 地域医療構想の実現、医療計画・介護保険事業計画の整合的な策定等

国保の財政運営責任を都道府県が担うことになること等を踏まえ、都道府県のガバナンスを強化するとともに、アウトカム指標等による保険者努力支援制度、特別調整交付金等の配分によりインセンティブを強化する。現行の普通調整交付金は、医療費が増えると配分が増える算定方法ともなっているため、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、地域差に関する調整・配分の在り方を検証し、2018年度(平成30年度)の新制度への円滑な移行に配慮しつつ速やかに関係者間で見直しを検討する。また、市町村の法定外一般会計繰入れの計画的な削減・解消を促す。

⑥ 介護保険制度等

保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与の在り方について、地方関係者等の意見も踏まえつつ、 改正介護保険法に盛り込まれた交付金の在り方を検討し、早期に具体化を図るなど、自立支援・重度化防止に向 けた取組を促進する。<u>あわせて、調整交付金の活用についても検討する</u>。

平成30年度予算編成等について(平成29年10月26日 地方六団体) (抄)

国民健康保険の普通調整交付金

○ 国民健康保険制度の普通調整交付金の配分方法等の見直しについては、標準的な医療費水準に基づく普通調整交付金等の配分により、インセンティブ機能を強化する方向性が示されているが、国民健康保険制度の抱える構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は大変重要であり、これまでの国と地方との協議により、平成30年度以降においても、その機能は引き続き維持することとなっており、見直しは容認できない。国民健康保険制度における保険者へのインセンティブ機能を担うものとしては、平成30年度から新たに設定される「保険者努力支援制度」を有効に活用すること。

介護保険の調整交付金

- 〇 改正介護保険法に盛り込まれた新たな交付金については、介護保険制度の財源構成とは別に財源を確保し、地方団体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、適切な指標を設定したうえで実施すること。
- 保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与について、「骨太の方針2017」において、「あわせて、調整交付金の活用についても検討する」とされているが、本来調整交付金は、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものであり、その機能を損なうような措置を講じるべきではなく、新たな交付金の財源に調整交付金を活用することは断じて行うべきでないこと。

〈参考〉国と地方の協議の場(平成29年度第2回)(平成29年10月26日)発言要旨

松浦全国市長会会長

介護保険につきましては、調整交付金によるインセンティブ付与が議論されているところですが、介護現場を預かる市町村としては、これは困る。このような見直しが行われると、保険料にはね上がってまいりますし、国民の負担増になりかねないことを御理解いただきたいと思っております。

荒木全国町村会会長

国民健康保険、介護保険についてであります。保険者機能の強化に向け、インセンティブ機能を付与する方向が示されておりますが、国保の普通調整交付金及び介護の調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要なものでございます。是非、そ4円機能を堅持するとともに、介護における新たな交付金の財源に調整交付金を活用しないよう、お願いをいたします。

新しい経済政策パッケージ

安倍総理発言(平成29年9月25日第13回経済財政諮問会議)

(安倍議長)

本日は、新内閣で取り組むべき課題、特に、人づくり革命と生産性革命について議論した。私としては、以下のとおり進めていきたい。

この内閣の経済政策の最大の柱は、人づくり革命であり、安倍内閣が目指す一億総活躍社会をつくりあげる上での本丸。もう一つの柱は、生産性革命であり、力強い賃金アップと投資を後押しするため、2020年度までの3年間を集中投資期間と位置づける。この2本の柱の施策を具体化するため、内閣をあげて、年内に新しい政策パッケージを策定する。

「人づくり革命」に関しては、

第一に、真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。このため、経済的に恵まれない若者が勉学に専念できるよう、必要な生活費を賄う給付型奨学金や授業料減免措置を大幅に増やす。

第二に、幼児教育無償化を一気に加速する。すなわち、3歳から5歳まで、全ての子供たちの幼稚園・保育所の費用を無償化するとともに、0歳から2歳児も所得が低い家庭では無償化する。

第三に、待機児童解消を目指す「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進める。

第四に、介護離職ゼロに向けた介護人材確保のため、他の産業との賃金格差をなくしていくよう、更なる処遇改善を進める。 第五に、何歳になっても学び直しができるリカレント教育を推進する。

第六に、社会人の多様なニーズやIT人材教育など実践的な教育のニーズにも応えられるよう、大学などの高等教育改革を進める。

これらで、2兆円規模の大胆な政策を実行したい。

財源がなければ、これらの政策は絵に描いた餅である。実現できない。他方、安定的な財源を確保するとともに、財政健全化も着実に進めていかなければならない。バランスをいかに保っていくかは重要な課題である。人づくり革命の財源についても、しっかりと結論を出していく。

この際、2019年10月に引き上げる予定の消費税による財源をしっかりと活用する。同時に、財政再建も確実に実現していく。 保険方式などの制度改革についても、与党の議論を踏まえつつ、検討する。

「生産性革命」に関しては、中小企業の生産性向上への投資促進や大企業・中堅企業の過去最大の収益を賃金・設備へ向かわせるため、賃金アップと投資を後押しする予算・税制・規制改革による環境整備について検討する。

政策パッケージのとりまとめは、茂木大臣にお願いする。麻生大臣と相談しつつ進めていただきたい。林、加藤、世耕大臣を 始めとする関係閣僚は、全面的に御協力をいただきたいので、よろしくお願いする。

43

「人生100年時代構想会議」の委員とスケジュール

平成29年9月11日 人生100年時代構想会議 第1回資料[一部加工]

議員リスト

・議長 内閣総理大臣

・議長代理 人づくり革命担当大臣(議事進行)

副議長

文部科学大臣 厚生労働大臣

構成員

副総理 兼 財務大臣 内閣官房長官 女性活躍担当大臣 一億総活躍担当大臣 経済産業大臣 • 有識者議員

三上洋一郎(19)慶応義塾大学2年生、株式会社GNEX代表取締役CEO

米良はるか (29) READYFOR株式会社代表取締役CEO

品川泰一(39) 株式会社ユーキャン代表取締役社長

宮本恒靖(40) 現ガンバ大阪U-23監督、元サッカー日本代表主将

宮島香澄(51) 日本テレビ報道局解説委員 神津里季生(61)日本労働組合総連合会会長 リンダ・グラットン(Lynda Gratton)(62)

英国ロンドンビジネススクール教授

高橋進(64) 日本総合研究所理事長 樋口美雄(64) 慶應義塾大学商学部教授

松尾清一(66) 名古屋大学総長 鎌田薫(69) 早稲田大学総長

榊原定征(74) 日本経済団体連合会会長 若宮正子(82) ゲームアプリ開発者

・必要に応じて、有識者等を呼ぶことができる。

開催実績と当面のスケジュール

第1回(平成29年9月11日) 今後の会議の進め方について

第2回(平成29年10月27日) 幼児教育、高等教育の無償化・負担軽減

第3回(平成29年11月?日) <未定>

· 年内 中間報告

44

「人生100年時代構想会議」の目的と主要テーマ

平成29年9月11日 人生100年時代構想推進室

- ◇日本は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている。海外の研究(リンダ・グラットンの著書「ライフシフト」で引用されている研究) を元にすれば、2007年に日本で生まれた子供については、107歳まで生きる確率が50%もある。この日本で、超長寿社会の新しいロールモデルを構築する取組を始めていきたい。
- ◇こうした<u>超長寿社会において、人々がどのように活力をもって時代を生き抜いていくか、そのための経済・社会</u> システムはどうあるべきなのか。それこそが、「人づくり革命」の根底にある大きなテーマ。
- ◇こうした社会システムを実現するため、政府が<u>今後4年間に実行していく政策のグランドデザインを検討する新たな構想会議がこの「人生100年時代構想会議」</u>。

人生100年時代構想会議の具体的なテーマ

- ①<u>全ての人に開かれた教育機会の確保</u>、負担軽減、無償化、そして、<u>何歳になっても学び直しができるリカレ</u> <u>ント教育</u>
- ②これらの課題に対応した高等教育改革※
 - ※大学にしても、これまでの若い学生を対象にした一般教養の提供では、社会のニーズに応えられないのではないか。
- ③<u>新卒一括採用だけでない企業の人材採用の多元化</u>*、そして多様な形の高齢者雇用 ※これが有能な人材確保のカギであり、企業にしてもこれまでの新卒一括採用だけではやっていけない。
- ④これまでの若年者・学生、成人・勤労者、退職した高齢者という3つのステージを前提に、<u>高齢者向け給付が中心となっている社会保障制度を全世代型社会保障へ</u>改革していく。

◇年内に中間報告をとりまとめ、政策パッケージも盛り込んだ基本構想を、来年前半には打ち出す。

45

「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】

平成29年10月26日 第14回経済財政諮問会議 加藤臨時議員提出資料

(平成29年9月25日総理会見)

【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を**平成30年度から平成31年度末までの**2年間で確保**。(遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「**M字カーブ」を解消**するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。 (参考) スウェーデンの女性就業率: 82.5% (2013)

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消 5年間で するための受け皿整備の予算の確保 女性就業率80% (遅くとも3年間で待機児童解消) 「M字カーブ」解消 2019(H31)~ 2013 (H25) 年度 2017 (H29) 年度末 2020(H32)年度末 2022 (H34) 年度末 約32万人增 約60万人増 ※プラン目標値(約50万人)を超える整備。企業主導 約10万人增 約22万人増 型保育事業等の前倒し分を含む。 「新たなプラン」 「待機児童解消加速化プラント (2~3年間+2年間) (5年間) (ゼロを維持) 待機児童数 約2.4万人(H28.4) ゼロ 女性(25-44歳)の就業率 72.7%(H28) 80% ※約32万人分の受け皿整備を2年前倒し

※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実 現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。 **46**



平成30年度地方財政対策の概要について



平成30年1月23日 総務省自治財政局交付税課 理事官 進 龍太郎

経済財政運営と改革の基本方針2015(抄)

(平成27年6月30日閣議決定)

第3章 「経済・財政一体改革」の取組一「経済・財政再生計画」

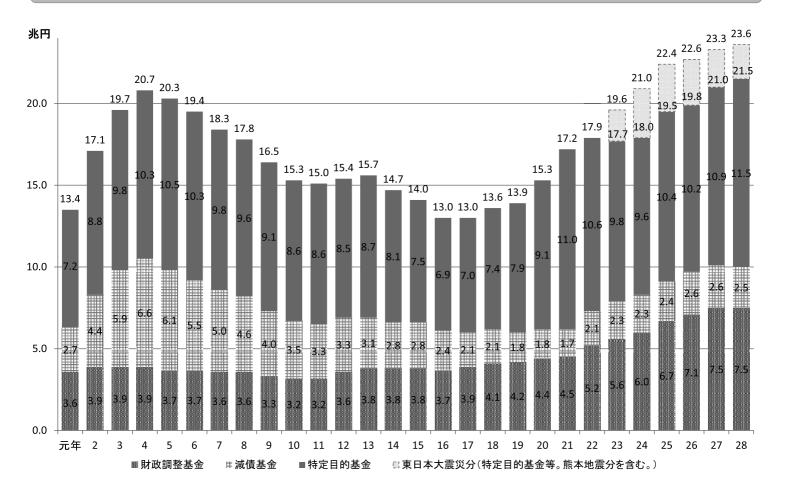
3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

(改革工程の明確化)

(1)集中改革期間と中間評価

国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

【全国計】積立金現在高の推移



経済財政運営と改革の基本方針2017(抄)

(平成29年6月9日閣議決定)

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

- 3. 主要分野ごとの改革の取組
- (3)地方行財政
 - ② 地方行政サービスの地域差の「見える化」等を通じた行財政改革の推進 地方公共団体の基金について、総務省は、各地方公共団体における財政状況の調査の一環とし て調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景・要因を把 握・分析する。また、地方税収の回復に伴う財政力格差や民生・教育などの行政サービスの水準の 地域差の状況を含め、総務省は関係府省と地方単独事業の実態把握と「見える化」に早急に取り組 む。あわせて、地方公共団体間の財政力格差の調整状況を踏まえつつ、地方税の偏在是正につな がる方策について検討する。

2. 地方における行政サービス改革の推進と安定的な税財政基盤の確保 ②

<(3)基金の調査結果の概要>

残高増加(H18年度-H28年度7.9兆円)の要因

(単位:兆円)

| | 増加要因 | 交付団体 | 不交付団体 |
|----|------------------|------|-------|
| 制度 | 的要因 | 2. 1 | 0. 1 |
| | 国の施策に基づく基金の増加 | 0. 5 | 0. 1 |
| | 合併に伴う特例措置終了への備え等 | 1. 7 | 0. 0 |
| 将来 | の歳入減少・歳出増加への備え | 3. 1 | 2. 5 |
| | 法人関係税等の変動 | 0. 5 | 0. 3 |
| | 人口減少による税収減 | 0. 3 | 0. 0 |
| | 公共施設の老朽化等 | 1. 0 | 1. 1 |
| | 災害 | 0. 6 | 0. 3 |
| | 社会保障経費の増大 | 0. 3 | 0. 4 |
| | その他 | 0. 4 | 0. 4 |
| | 計 | 5. 3 | 2. 7 |

- 〇 基金積立ての方策
 - → 多くの団体が、行革、経費節減により捻出
- 現在の基金残高の水準 (残高/標準財政規模)
- → 東京都及び特別区を除き、平成に入ってからの 平均とほぼ同じであり、近年は横ばいで推移
- 〇 中期的(3~5年)な増減見込
- → 具体的な回答のあった基金で、△2.6兆円

今後の方向性

- **地方団体は、行革努力を行いつつ、様々な地域の実情を踏まえて、基金を積み立てており、**基金残高を理由に、 地方財源を削減することは妥当ではない。
- 基金の調査結果を踏まえ、以下の対応を推進。
- ◆ 地方の将来不安を取り除くためには、本来的には、法定率の引上げなどによる地方税財源の安定化が望ましい。
- ◆ 不交付団体の増加額が全体の1/3を占めており、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。
- ◆ 交付団体においても、老朽化対策など真に必要な事業は、適宜、適切に実施していける環境を整備。
- 地方における行政サービス改革を推進するとともに、重要課題に適切に対応しつつ、内政を安定的に運営していくため、一般財源総額の確保をはじめ、地方の安定的な税財政基盤を確保。

平成29年第16回経済財政諮問会議 野田議員提出資料(抜粋)

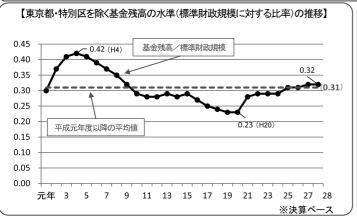
地方団体の基金について(11月16日提出資料の補足)

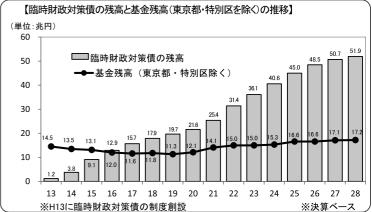
<基金残高の水準>

- 地方交付税により財源保障されている地方財政においては、赤字地方債は例外的に認められている範囲内でのみ発行が可能。歳入・歳出の変動は、基金で対応することが制度上の前提であり、一定水準の基金の確保が必要。
- 基金残高が最低レベルであった時期(平成17~19年度頃)は、半数以上の地方団体が給与カットを実施してまで基金を確保。 多くの地方団体にとって、この時期の基金残高は必要最低限又は過小との認識。
- 現在の水準は、東京都・特別区を除き、平成に入ってからの平均程度であり、近年は横ばい。

<臨時財政対策債との関係>

- 臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置としての一般財源であり、臨時財政対策債と地方交付税は一体のもの。
- 多くの地方団体は、当初予算の段階において例年7月に決定される地方交付税と臨時財政対策債の見込額を 所与の歳入として計上した上で、年度を通じての財政運営を実施。
- 一方、基金の最終的な積立て・取崩しの額は、財政運営の結果としての年度末の歳入・歳出全体の見込みを 踏まえて決定されるもの(基金残高と臨時財政対策債の発行額に直接的な関連はない)。





平成30年度地方財政対策のポイント①

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保等

- 一般財源総額について、子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費1.0 兆円(前年度同額)等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1 兆円を確保
- ・ 精算減(平成28 年度国税決算分)の繰延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税(交付ベース)について 16.0兆円を確保。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1 兆円抑制

(参考: 概算要求時点)

地方交付税:15.9兆円(前年度比▲0.4兆円) 臨時財政対策債:4.6兆円(同+0.5兆円)

<u>一般財源総額 62.1兆円(前年度比+0.04兆円、前年度 62.1兆円)</u>

一般財源総額(水準超経費除き) 60.3 兆円(同十0.01兆円、 同 60.3兆円)

39.4 兆円(前年度比+0.4 兆円、前年度 39.1兆円) 地方稅 ·地方讓与稅·地方特例交付金 2.7 兆円(同 +0.1 兆円、 同 2.7兆円) 地方交付税 16.0 兆円(同 ▲0.3 兆円、 百 16.3兆円) • 臨時財政対策債 4.0 兆円(同 ▲0.1 兆円、 百 4.0兆円)

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

※ 地方交付税等について、地方の基金残高の増加は影響していない

平成30年度地方財政対策のポイント②

(2) 公共施設等の適正管理の推進

・ 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに、事業費を増額し、0.5兆円を計上(前年度比+0.1 兆円)

(3) 歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保

・ 平成26 年度から行ってきた平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2 兆円確保した上で、歳出特別枠(前年度0.2 兆円)を廃止

2. 東日本大震災分

〇 震災復興特別交付税

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4 兆円(前年度比▲0.0 兆円) を確保

平成30年度地方財政対策のポイント(概要)

- 地方交付税交付金等:15.5兆円(▲O.1兆円)
 - ▶ 地方税収等の増(42. O兆円(+0. 4兆円))を反映し、着実に抑制
 - 交付税特会における財源も確保しつつ、交付税交付金(特会出口ベース)の水準を適切に確保(16.0兆円(▲0.3兆円))
- 国・地方を通じた財政資金の効率的配分
 - ▶ 地方消費税の清算基準の見直し
 - ▶ 危機対応モードから平時モードへの切替えの中で、リーマンショック後の危機対応措置として9年間継続した歳出 特別枠(0.2兆円)を廃止
 - ⇒ 今後、これらの影響も見極めながら、基金の必要性・内容の更なる分析や、各年度に必要となる財源保障の適正 規模の精査等を行いつつ、財政資金の効率的配分を図る観点から、引き続き、必要な取組みを検討
- 地方一般財源総額:62.1兆円(+0.0兆円)
 - ▶ 前年度と実質的に同水準を確保
 - (注) 水準超経費(不交付団体の超過財源見合い歳出)を除いた一般財源総額:60.3兆円(+O.0兆円)
- 老朽化対策等の推進、地方創生等
 - ▶ 老朽化対策等をはじめ、公共施設等の適正管理をより一層推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」を 増額(4,800億円(+1,300億円))
 - ▶ 「まち・ひと・しごと創生事業費」は昨年度と同額の1.0兆円を計上

平成30年度地方財政収支

歳出 86.9兆円 (+0.3兆円) 給与関係経費 20.3 (▲0.0)

一般行政経費 37.1 (+0.5)

うち まち ひと しごと 創生事業費 1.0(同額) うち 重点課題対応分 0.3(同額) 投資的 経 費 11.6 (+0.3)

公債費 12.2 (▲0.4)

その他 5.7 (+0.1)

(単位:兆円)

国・地方で折半

歳入 86.9兆円 (+0.3兆円) 国庫 地方 支出金 債等 13.7 11.1 (+0.1) (+0.1)

地方税·地方譲与税等 42.1 (+0.4) ^{対策財} 地方交付税 16.0 (▲0.3)

臨時財政 対策加算 0.2 (▲0.5) 臨時財政 対策債 (折半分 0.2 (▲0.5)

※()内は平成29年度当初からの増減額

地方一般財源総額 30 62.1兆円(+0.04兆円)

<参考>財源不足額

③06.2兆円(▲0.8兆円)

折半対象財源不足額

300.3兆円(▲1.0兆円)

臨時財政対策債発行額 ⑩4.0兆円(▲0.1兆円)

一般行政経費(単独)(うち まち・ひと・しごと創生事業費、重点課題対応分)の財源確保

うち まち・ひと・しごと創生事業費 H30年度:1兆円(前年度同額)

○ 地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度以降、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円を地方財政計画の歳出に計上。

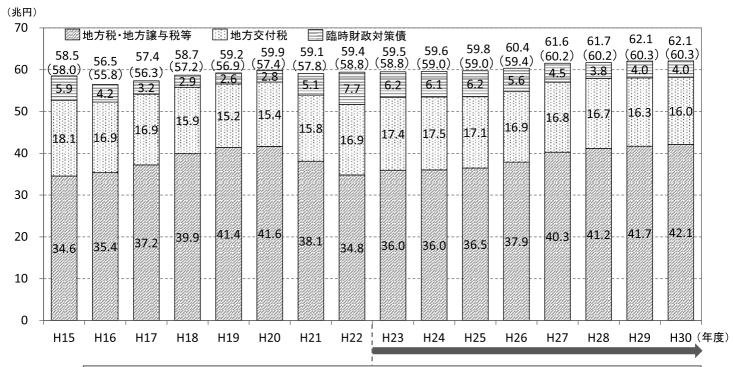
【平成28年3月15日 衆・本会議(抜粋)】

(高市総務大臣) 地方創生は、実際に取り組みを始めてからその成果が生じるまでに一定の期間が必要であり、息の長い 取り組みが必要です。このため、まち・ひと・しごと創生事業費については、期間は、少なくとも、<u>まち・ひと・しごと創生総合戦</u>略の期間である五年間は継続し、規模は一兆円程度の額を維持できるよう努めてまいります

うち 重点課題対応分 H30年度:2,500億円(前年度同額)

- 地方における現下の喫緊の重点課題に対応するため、地方財政計画の一般行政経費において、 「重点課題対応分」を計上(H28年度~: 2,500億円)。
 - 1 自治体情報システム構造改革推進事業(1,500億円)
 - ・ 自治体クラウドの推進、情報セキュリティ対策、マイナンバー関連システムの運用等
 - 2 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進(500億円)
 - ・ 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える「地域運営組織」の持続的な運営等に必要な費用。
 - 3 森林吸収源対策等の推進(500億円)
 - 森林整備の実施に必要となる地域の主体的な取組に要する経費。

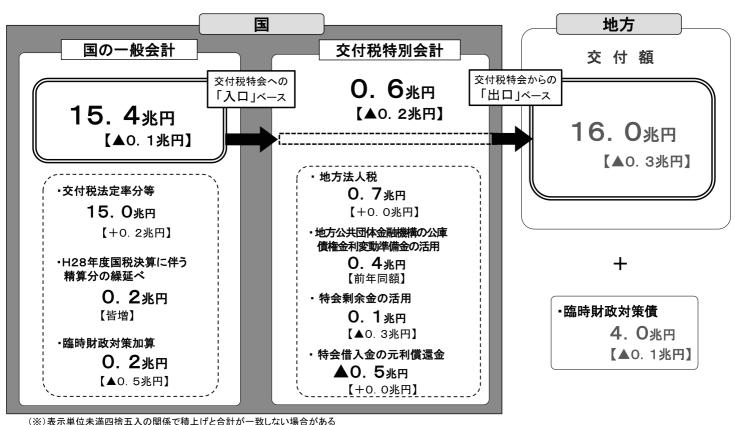
地方一般財源総額の推移



平成23年度以降、閣議決定等により、一般財源総額について実質的に同水準を確保するとされている。 (H23~H25財政運営戦略、H26・27中期財政計画、H28~H30経済・財政再生計画)

- ※ 地方財政計画ベース
- ※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた
- ※ ()書きの数値は、水準超経費除きの交付団体ベース
- ※ 平成24年度以降の地方税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額

平成30年度 地方交付税の姿



- (1) 【中は正式00年中地大田本計画からの増減額
- (※)【 】内は平成29年度地方財政計画からの増減額

国税決算の減に伴う交付税の精算について

- 国税決算に伴う交付税法定率分の減については、地方交付税法上は、原則として翌々年度の交付税 において精算することとされている(地方交付税法第6条第2項)。
 - ※ H28年度の国税決算が減となったことから、この法定率分(2,245億円)は、H30年度の交付税 総額から減額することが必要。
- 下表のとおり<u>精算減を後年度に繰り延べることで、精算額の平準化を図るとともに、H30年度の交付税</u> <u>総額を確保</u>(法改正を行う)。

(地方交付税法第6条第2項)

毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三.一、酒税の収入見込額の百分の五十、消費税の収入見込額の百分の二十二.三並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は<u>当該前年</u>度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

[精算額の繰延べ方針]

(単位:億円)

| 対策年度 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 |
|---------|---------|----------------|---------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 過去分の精算額 | ▲ 2,355 | ▲ 2,355 | , | ▲ 2,355 | ▲ 1,811 | ▲ 1,811 | ▲ 1,811 | ▲ 1,811 | ▲ 1,811 |
| 今回の精算額 | ▲ 2,245 | | 繰延べ | | ▲ 449 |
| 精算額計 | ▲ 2,355 | ▲ 2,355 | ▲ 2,355 | ▲ 2,355 | ▲ 2,260 | ▲ 2,260 | ▲ 2,260 | ▲ 2,260 | ▲ 2,260 |

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税財源への活用

- 平成30年度は、4,000億円を活用
- ※ 平成29年度から31年度までの3年間で9,000億円以内を目途に国に帰属することとし、29年度には4,000億円 を国に帰属

公庫債権金利変動準備金

- 〇 地方公共団体金融機構(平成20年設立。以下「機構」)は、<u>旧公営企業金融公庫(以下「公庫」)から承継した資産・債務に係る金利変動リスクに備えて「公庫債権金利変動準備金(以下「準備金」)」(注1)を確保</u>している (注1)機構は、資金調達を短期で、貸付を長期で行っている。このため、今後の資金調達コストが上昇するリスクに備えて一定の準備金が必要
- 機構が公庫から承継した業務を<u>将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回る準備金は、国に帰属させる</u>ことが法定されている(地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)附則第14条)

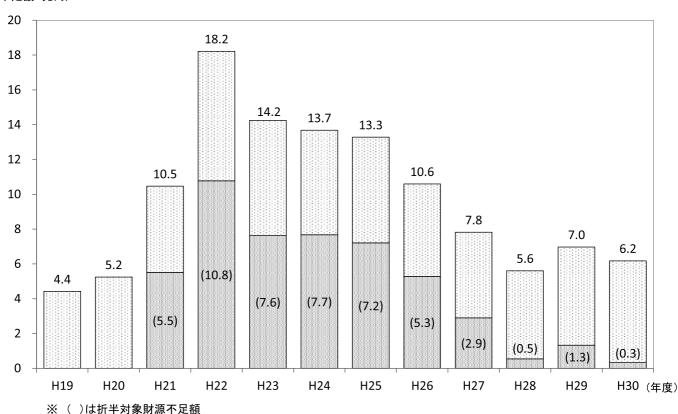


【国への帰属実績・予定】

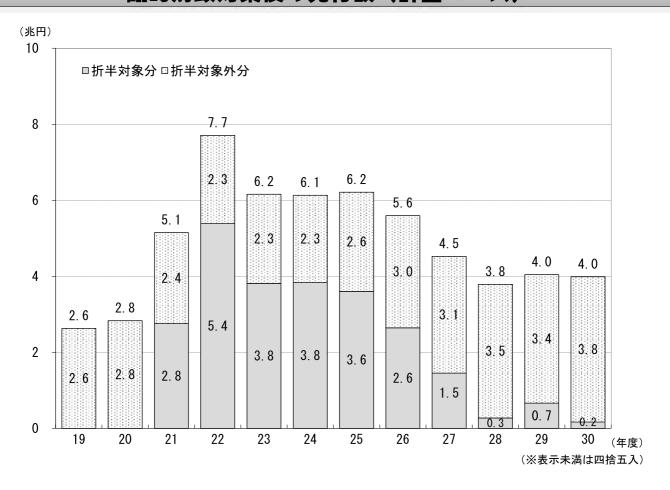
| 平成20年度補正予算 | 地域活性化・生活対策臨時交付金(6,000億円)の財源に活用。(平成20年度:3,000億円) |
|------------|--|
| 平成24年度地財対策 | 平成24年度から平成26年度までの3年間で総額1兆円を目途として交付税特会に繰入れ、交付税の財源として活用。(平成24年度:3,500億円、平成25年度:6,500億円) |
| 平成27年度地財対策 | 平成27年度から平成29年度までの3年間で総額6,000億円の範囲内において交付税特会に繰入れ、「まち・ひと・しごと創生事業費」として活用。(平成27年度:3,000億円、平成28年度:2,000億円、平成29年度:1,000億円) |
| 平成29年度地財対策 | 平成29年度活用予定の1,000億円に加え、平成31年度までの3年間で8,000億円の範囲内において交付 税特会に繰入れ、「まち・ひと・しごと創生事業費」を中心とした財源に活用。(平成29年度:4,000億円) |

地方の財源不足額の推移

(財源不足額 兆円)

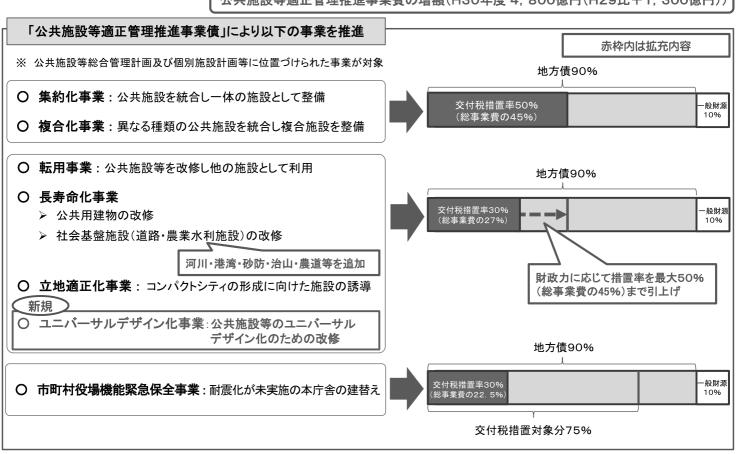


臨時財政対策債の発行額(計画ベース)



公共施設等の老朽化対策の拡充

公共施設等適正管理推進事業費の増額(H30年度 4,800億円(H29比+1,300億円))



歳出特別枠の推移

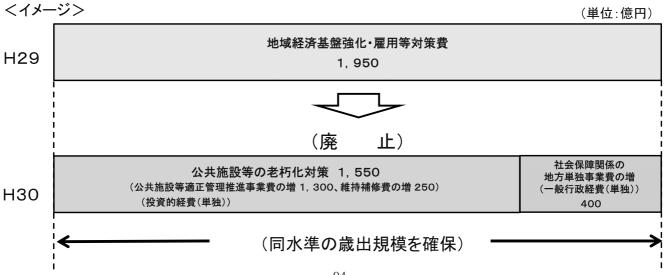
| H20 | 地方再生対策費 O. 4 | | | | | | (単位∶兆円) | | | | | |
|----------|---|--------------------------|------------------------------------|------------------|----------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|--|--|--|--|--|
| H21 | 地域雇用創出推進 0.5 | 費 | 地方 | 7再生対策費 O. 4 | | | | | | | | |
| H22 | 地域 | 再生対策費 0. 4 | | | | | | | | | | |
| H23 | tt. | 地方再生対策費 0.3 | | | | | | | | | | |
| H24 • 25 | 地域経済基盤強化·雇用等対策費 1.5 | | | | | | | | | | | |
| H26 | 地域 | 経済基盤強 | 能化•雇用等 1.2 | F対策費 | | | 地域の元気創造事業 費の財源として活用 0.3 | | | | | |
| H27 | 地域経済。 | 基盤強化・雇 0.85 | 用等対策費 | Ē. | 公共施設等 <i>0</i> 老朽化対策 0.2 | まち・ひと・しごと 創生事業費財源 として活用 0.15 | まち・ひと・しごと創生事業費の 財源として活用 0.3 | | | | | |
| H28 | 地域経済基盤強化·雇用等 0.45 | まち• | 5・ひと・しごと創生事業費の 財源として活用 0. 45 | | | | | | | | | |
| H29 | 地域経済基盤強化 一億総活躍 雇用等対策費 0.2 0.1 | 公共施設等の 老朽化対策 O. 15 | 公共施設等の 老朽化対策 0.15 | 重点課題対応分 0. 25 | 公共施設等 <i>0</i> . 老朽化対策 0.2 | まち・ | まち・ひと・しごと創生事業費の 財源として活用 0. 45 | | | | | |
| H30 | 公共施設等の 老朽化対策等 0.16 社会保轄縣 費の増(単独) への対応 0.04 一億総活躍 社会の実現 0.1 | 公共施設等の 老朽化対策 0.15 | 公共施設等の 老朽化対策 O. 15 | 重点課題対応分 0. 25 | 公共施設等 <i>0</i> . 老朽化対策 0.2 | まち・ | ひと・しごと創生事業費の 財源として活用 0.45 | | | | | |

歳出特別枠の見直し

- <u>歳出特別枠については</u>、「経済・財政再生計画」(H27.6.30 閣議決定)において、経済再生に合わせ、「危機対応 モード」から「平時モード」への切替えを進めていくとされており、平成30年度税収が国税・地方税ともに増加する見込 となっていることを踏まえ、廃止。
- 〇 一方、<u>公共施設等の老朽化対策に係る経費や社会保障関係の地方単独事業費の増加</u>に対応した歳出を確保することにより、全体としては同水準の歳出規模を確保。

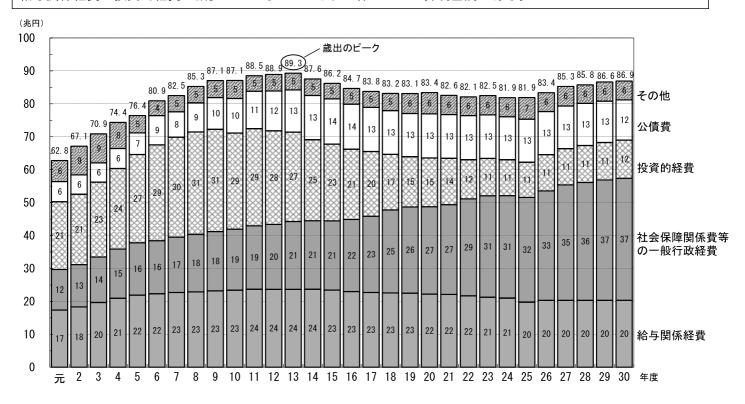
【経済財政運営と改革の基本方針2015(抄)(平成27年6月30日閣議決定)】

別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく

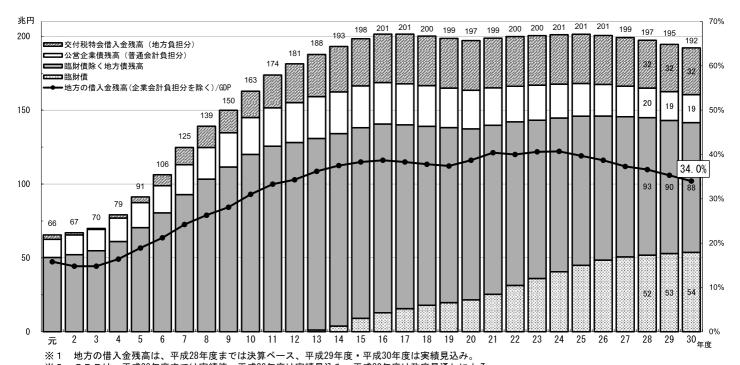


地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費(一般行政経費に計上)が増加する一方で、 給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



地方財政の借入金残高の状況



- ※2 GDPは、平成28年度までは実績値、平成29年度は実績見込み、平成30年度は政府見通しによる。
- ※3 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

(単位:兆円)

| 年度 | H元 | H2 | Н3 | H4 | Н5 | Н6 | H7 | Н8 | Н9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 公営企業 債残高 | 19 | 20 | 21 | 22 | 24 | 25 | 26 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 33 | 33 | 33 | 32 | 32 | 31 | 30 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 25 | 24 | 23 | 22 |

平成30年度地方税制改正(案)について

総 務 省 平成 29 年 12 月

平成30年度の与党税制改正大綱(12月14日決定)のうち、地方税関係(概要)は以下のとおり。

1 森林環境税(仮称)等の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

◎ 森林環境税(仮称)の創設 [平成36年度から課税]

納税義務者等:国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率:1,000円(年額)

賦 課 徴 収:市町村が個人住民税と併せて賦課徴収

国への払込み:都道府県を経由して全額を国の譲与税特別会計に払込み

そ の 他:個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等

に関して所要の措置

◎ 森林環境譲与税(仮称)の創設 [平成31年度から譲与]

譲 与 総 額:森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額

譲 与 団 体:市町村 及び 都道府県

使 途: (市町村)間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普

及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

(都道府県)森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲 与 基 準:(市町村)総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、

林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※ 私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県)総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途 の 公 表: インターネットの利用等の方法により公表

◎ 制度創設時の経過措置

- 〇 平成35年度までの間における譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計における 借入れにより対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲 与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をも って確実に償還。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

2 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

地方消費税の清算基準について、社会経済情勢や統計制度の変化等を踏まえ、 地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、抜本的な見直しを 行う。

- 小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データ のうち、以下のとおり、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課 税取引に該当するものを除外。
 - 商業統計の「百貨店」、「家電大型専門店」、「衣料品専門店」、「衣料品中心店」、「自動販売機による販売」及び「医療用医薬品小売」
 - ・ 経済センサス活動調査の「建物売買業」、「娯楽に附帯するサービス業」、「社会通信教育」、「不動産賃貸業」、「不動産管理業」、「医療・福祉」及び「火葬・墓地管理業」
- 上記に伴い、統計カバー率を現行の 75%から 50%に変更し、統計カバー外 (50%) の代替指標を人口とする。

3 固定資産税等

◎ 土地税制

- 〇 固定資産税等(土地)の負担調整措置
 - 現行の仕組みを3年延長。
 - 税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、 固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。
- 〇 不動産取得税の特例税率等
 - 住宅及び土地に係る税率の特例措置(4%→3%)を3年延長。
 - 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置(2分の1)を3年延長。

◎ 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援

- 生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設。
 - ※ 平成28年度に創設した現行の特例措置は、上記措置の創設に伴い期限到来をもって廃止。
- 固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持。